

# 教基法改正法案の持つ問題の広がりと深さに対応した国会審議を求める

2006年5月23日

教育基本法「改正」情報センター

## 1 教育基本法は“われら”の教育宣言

1947年に制定施行された教育基本法の最も基底的な特徴は、それ以前にあって、権力の領域に位置付けられていた公教育を、権力の領域から権利の働く領域へと移し変えたことにあった。個人を国家目的の実現のための手段として位置付けるのではなく、国家を個人の自由と尊厳を実現するための手段として位置付けなおすということ、すなわち、国家と個人との関係を180度転換させることにその根本的な意味があったのである。

教育基本法は、その前文において、「個人の尊厳を重んじ」る教育の実現をその目的と謳い、これを受けて、第1条は、教育の第1義的目的が「人格の完成」すなわち、子どもを独立した人格として成長発達させることに求められることを確認している。

確かに、第1条はこれに続けて“良き国民像”を描いているが、これは、公民育成のための国家による徳目の教化を意図するものではない。そうではなく、人間と公民との関係付け如何という難問に対して、“良き公民”は、上からの教化によっては生まれえず、下からの優れた人間教育の結果としてしか生まれないのだとの答えを示し、その結果生まれる“良き公民”が備えることになる特性を列挙しているのである。そして、「真理と正義を愛し」、「個人の価値をたっとび」、「勤労と責任を重んじ」、「自主的精神」、「心身ともに健康」という資質は、戦前の教育が「良き日本人」でありながら「悪しき人間」を育成したことへの反省に基づき、戦前において否定された資質を特定して、それらを列挙したものなのである。

教基法の立法者意思を最も良く示す教育法令研究会編『教育基本法の解説』（1947年、以下『解説』）に従えば、「広い領域で育成された人間が、はじめて国家及び社会の良い形成者となることができる」（63頁）し、その結果持つに至る先の資質を備えて初めて、「国家及び社会の形成者」、すなわち、「作られた社会に消極的に順応してゆくにとどまらず、それを「積極的に…形づくっていく者」（63頁）となりうるのである。

教育基本法は、“良き人間”の育成を第1目的とする教育を実施する方法を、第1条に続く「教育の方針」との見出しを持つ第2条において示している。その第2文は、人間教育の実現には、「学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。」と規定する。

では、「努めなければならない」主語は何なのか。日本語正文では主語が欠落しているが、英文ではこの文章の主語は、「われら」（We）となっている。この文章は、教育が人間形成を目的としているからこそ、それが、学問の自由の尊重を基礎にし、「自他の敬愛と協力」に基づいて、すなわち、子どもと教師との間の人間的な共同によって実現されるべきことを、「われら」の決意として表明したものなのである。『解説』は「自他の敬愛と協力」について、「教育ということが全うされるためには、教育する者とされる者との間に敬愛という心のつながりがなければならない。

教師は生徒の何かの目的の手段に利用したり、生徒は教師を道具のように考えている、真の教育も学問も行なわれない」(『解説』74頁)と述べているが、これは現在にあってもなお新鮮さを失っていない。

第2条における「われら」の“教育宣言”は、第10条1項において、「教育は、…国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という教育の直接責任との概念に定式化されている。教育の直接責任とは、選挙を通じて表明される国民の意思に基づいて国会が制定した法律に従うことで教育はその責任を全うするのではなく一間接責任の否定一、日常的に親および子どもから表明される要求に直接耳を傾けて、教師が教育を実行することによりその責任を果たすべきとの考え方を示すものである。「教育は、不当な支配に服することなく」とは、この直接責任が侵害されてはならないこと、言い換えれば、公教育内部に設定された人間教育に必要な共同を実現する自由な領域が不当な介入を受けてはならないことを意味している。そして、教基法はさらに歩を進めて、定型的に「不当な支配」を行使しやすい教育行政には、「教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立」との任務を割当てたのである(第10条2項)。

つまり、第2条と第10条は表裏一体なのであり、“われらの教育宣言”が、第10条を産み出したのである。『解説』においても、このことは、第10条は、「民主主義国家における教育と国民との間の関係を明らかにしたもの」なので、「教育全体の方針として、むしろ第2条教育の方針の中に入れられるべき」であったが、「教育行政に特に関係するところが多いので、ここに掲げられた」のであると確認されている(『解説』127頁)。

## 2 教育の自主性保障法から国家の教育統制法への転換

去る2006年4月28日に国会に提出された教育基本法改正案は、教基法の骨格すなわち、前文―第1条―第2条―第10条の連なりを実に正確にアタックしている。

法案は、前文のなかに、「公共の精神」「伝統を継承し」などの徳目を導入し、「個人の尊厳を重んじ」る教育を相対化している。法案第1条(教育の目的)は、教育の第1目的を依然として「人格の完成」としているものの、現行1条において控えめに列挙されていた良き人間形成の結果、国民が持つことになる諸特性の例示を削除し、その代わりに、「必要な資質を備えた」との文言を導入している。

法案は、現行2条2文に示されていた“われらの教育宣言”を第2条(教育の方針)もろとも削除してしまった。それに代わって(教育の目標)との見出しを持つ条項(法案2条)を創設している。そこでは、学校教育において教化されるべき“徳目”があれやこれや列挙され、その中に、かつての第2条に規定されていた事柄の他、「公共の精神」、社会の「発展に寄与する態度」(新第2条(3))、そして、「伝統と文化を尊重し、それを育んできた我が国と郷土を愛すると共に、他国を尊重」する態度を規定している(新第2条(5))。ここでは、法案1条に謳われている国民が備えるべき「必要な資質」が、20項目以上にもわたる徳目として具体化されているのである。

法案は、教基法第10条1項を改正し、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律およびその他の法律の定めるところにより行われるべき」(16条1項)と規定している。教育の直接

責任という原理は削除されている。そして、法律に基づいてある教育を実行させることは不当な支配とはならないという考え方—法律万能主義—が示され、間接責任への転換が図られているのである。その結果、教育行政の権限が条件整備に限定されることを明記した第 10 条 2 項が削除されてしまっている。

ここに、現行教基法の教育の自主性保障法としての性格が 180 度転換され、国家の教育統制法とも呼ぶべき物に変質させられていることを確認できるのである

### 3 国家の教育統制法案の教育内容に関する 2 つのターゲット

国家の教育統制法案は、教育内容について 2 つのことをターゲットとしている。

第 1 は、国定人間像の強制である。

法案 2 条は 1 号から 5 号にわたって 20 以上もの徳目を列挙している。2 号においては個人が持つべき特質を、3 号においては個人が社会との関係で持つべき徳目を、4 号では、個人が人間の力を超えたものとの関係で持つべき徳目を、5 号では、個人が国家との関係で持つべき徳目を列挙している。この構造は、89 年学習指導要領の道徳変の構造とまったく同じである。学習指導要領は 1958 年に告示化されて以降、それ以前にあっては、教師による研究の手引書として位置付けられていたのが、法的拘束力を有する法的文書であると文科（部）省によって主張されてきた。法案は、学習指導要領を基本法に格上げし、国家の定めた人間像の国家による強制を基本法によって正当化しようとしているのである。なお、89 年学習指導要領の道徳に基づいて編修されたのが、『心のノート』なのであった。

第 2 は、学力統制と学力競争の組織である。

法案 16 条 1 項が「教育行政は国と地方公共団体の適切な役割分担および相互協力の下、…行なわれなければならない」と規定しているのを受け、その 2 項において国に、「全国的な教育の機会均等と教育の維持向上」を図るための「教育に関する施策を総合的に策定し、実施」する権限を与えている。この条項は、教育水準の維持向上のための財政責任を国に課したのではない。法案 16 条 4 項は、教育財政原則として、教育の機会均等確保、教育の水準維持向上という原則ではなく、教育の「円滑かつ継続的」な実施が規定されている。また他の条項においても財政責任に関しては国と地方公共団体が並列されているからである（4 条、5 条、8 条）。16 条 2 項は教育内容に関して、国に、教育水準維持向上のための、「総合的」施策策定・実施権限を付与しているのである。法案が成立すれば、戦後教育法制史上初めて、国に、教育内容を決定する包括的な権限が付与されることになる。また、近年における文科省による悉皆方式学テの推進を考慮すれば、「総合的」施策実施権限の中には、国が決定した教育内容に関するスタンダードの到達度の評価権限も含まれることになる。

### 4 新自由主義教育改革のための制度改革のトップ・ダウン的導入

法案 17 条は教育振興基本計画の策定主体を「政府」としている。教育振興基本計画の対象の

広さー幼児教育から大学までーと重要性を考慮すると、科学技術基本法に基づいて設置されている科学技術総合会議と同じように、法案成立後、内閣府設置法を改正して、総理大臣の諮問機関として内閣府に設置される「重要政策に関する会議」が、その策定に当たるものと考えられる。しかし、科学技術基本法が、「総合科学技術会議の議を経て」と規定し、諮問機関を規定していたのに対して、法案は諮問機関に関する規定を欠いている。それゆえ、“中央教育審議会の議を経て閣議が策定する”という、これまでの個別基本法にはないスタイルが取られる可能性もある。

法案成立後、内閣府設置法が改正され、新たな「重要政策に関する会議」の1つとして“教育計画振興基本計画会議”とも呼称される諮問機関が設置されれば、その長である総理大臣を通して、これまた総理大臣を長とする総理大臣の諮問機関である経済財政諮問会議、および、民間人を長とする規制改革・民間開放推進会議における、サービスの提供主体に関する規制の緩和およびサービス提供者間の競争の組織一国によるスタンダードの設定とスタンダードの達成度の評価、そして、達成度に応じた財政配分ーを内容とする新自由主義的改革の教育への拡大路線が、総理大臣を通じて教育振興基本計画に導入されることは必然である。現に、経済財政諮問会議は、学校選択制度およびバウチャー制度の導入を提案しているのである。

計画は、学校教育についていえば、全国的学力テストの実施と、一定水準以上の点数を獲得する子どもの割合の数値目標化、教員の数および給与の適正化、教員の一部の派遣労働者化、学校規模、教師一人当たりの子どもの数、学校選択制の導入、中高一貫校・小中一貫校などの設置による学校体系の実質的複線化、学力テストの点数に応じた教師、学校、自治体への財政配分など考えられる限りあらゆるものを内容としうる。大学に関して言えば、国立大学法人のみならず公立、私立大学も対象として、大学における研究教育のあり方全体をコントロールすることが可能となる。重点投資対象となる教育研究組織、ないしは学部・大学院と、それに伴い資金を引き上げられるそれを特定する教育研究組織再編の数値目標化はその例となる。

## おわりに

法案においてその教化が予定されているのは愛国心だけでなく、より広い国定人間像なのである。押し付けられようとしているのは国定人間像だけではなく、評価を軸とする国による学力統制と学力競争も押し付けられようとしている。政府が掌握するのは道徳と教科を含む教育内容統制権限だけでなく、バウチャー制度の導入、学校選択制の導入、国による財政責任の放棄とそれの自治体への押付け、などなどの新しい教育制度をトップ・ダウン方式で導入する権限もまた政府に与えられようとしている。そして、国による包括的な権力統制の対象となるのは初等中等教育だけでなく、家庭教育、幼児教育、社会教育そして大学までもがその対象となっているのである。

法案の持つ以上のような問題の広がりや深さに対応した審議が国会において厳密になされ、法案は廃案とされるべきである。そのためにも、市民・NGOによって進められている運動が、法案の持つ問題の広がりや深さにいっそう対応して発展することが期待される。教育基本法「改正」情報センターは、教育基本法にかかわる情報の収集・分析と公表を通じて、運動に寄与したいと考えている。